「薬剤師研修・認定電子システム」（通称：PECS）による
小児薬物療法認定薬剤師　新規申請

【注意】認定開始日は当財団で認定を許可した日となります。その他の日付（認定申請日等）ではございませんのでご注意下さい。

なお、認定申請後、認定許可まで2週間程度要します。認定取得後の研修スケジュール等を組まれている場合はそれに鑑みて、余裕をもって認定申請を行って下さい。

＜申請の前に＞

ご自身のページの「研修等の修了状況」を開いて「小児薬物療法認定薬剤師（新規）」の欄で「小児薬物療法研修会」、「小児認定必須実務研修」（実務研修に代わるレポート）および「小児認定試験」全てが「可」となっていることを確認して下さい。

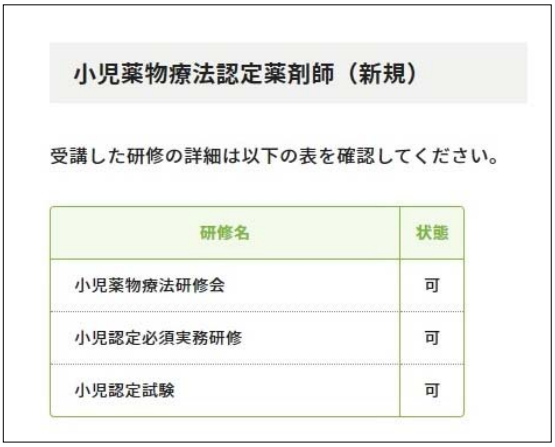

小児薬物療法認定薬剤師（新規）

受講した研修の詳細は以下の表を確認してください。

研修名	状態
小児薬物療法研修会	可
小児認定必須実務研修	可
小児認定試験	可

＊認定証は認定申請時に登録されているお名前での発行となります。認定申請後に別途変更の連絡等されても対応することはできませんので、申請前に登録されているお名前（漢字等）よくご確認下さい。

＜新規認定申請手順＞

画面を戻したい場合、ブラウザーの戻るボタンは使わないでください。必ず画面の一番下にある「戻る」を使用して下さい

①自身のページにログインし、「認定申請」を押下して下さい。小児薬物療法認定薬剤師の欄に緑色の「新規」のボタンが表示されていれば新規認定申請可能です。
この緑色のボタンを押下して下さい。

②「小児薬物療法研修会」が「修了」、小児認定必須実務研修（レポート）および小児認定試験が「合格」になっていることを確認したら「次へ」を押下して下さい。

③左図のような画面に遷移します。必要事項を入力して下さい。

＊お名前の漢字が特殊な文字の場合（旧字体など、PECSに登録された漢字と異なる場合）で、その文字での認定証をご希望の場合は、その漢字の画像データ（PDF）をご自身で作成いただく必要があります。

左図の「正式な氏名の添付」の「ファイル選択」を選択して、その画像データを選択して下さい。

⑤最後に支払方法を選択し、「次へ」を押下して下さい

⑥左図のような確認画面になります。

左図はコンビニ決済を選択した場合の例です。クレジット決済を選択した場合は「支払方法」の下にクレジット番号等を入力する画面が表示されます。
最後に「申請」を押下して下さい。

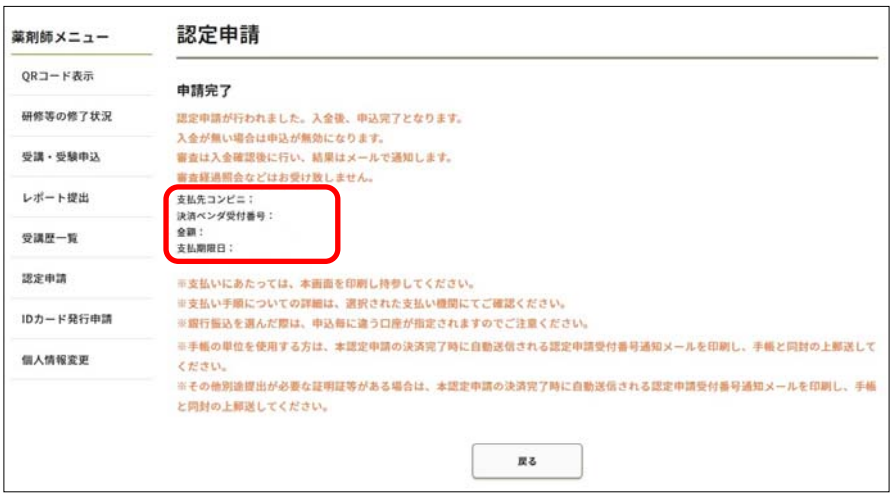

⑦左図のような画面になります。クレジットの場合は即時決済です。コンビニ決済を選択された場合は表示されている「支払期限日」までに指定したコンビニでお支払い下さい。
コンビニ決済の際には表示されている「決済ベンダ受付番号」が必要です。これらはメールでも自動通知されますが、分からなくなっても再通知することはできませんので、念のためにこの画面も印刷するなど各自対応して下さい。

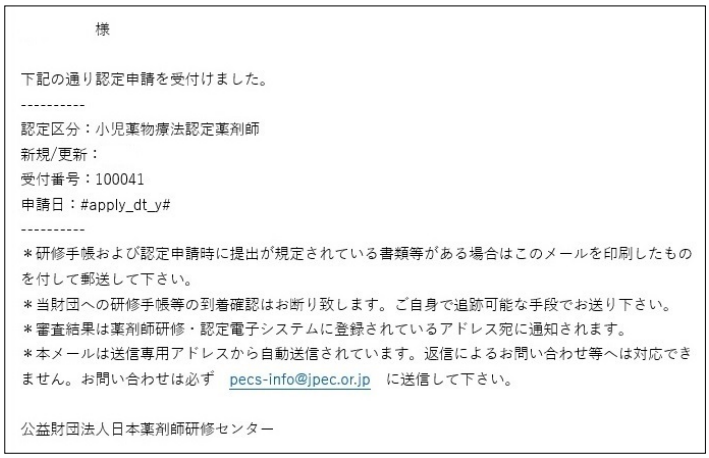

様

下記の通り認定申請を受付けました。

認定区分：小児薬物療法認定薬剤師
新規/更新：
受付番号：100041
申請日：#apply_dt_y#

＊研修手帳および認定申請時に提出が規定されている書類等がある場合はこのメールを印刷したものを付して郵送して下さい。
＊当財団への研修手帳等の到着確認はお断り致します。ご自身で追跡可能な手段でお送り下さい。
＊審査結果は薬剤師研修・認定電子システムに登録されているアドレス宛に通知されます。
＊本メールは送信専用アドレスから自動送信されています。返信によるお問い合わせ等へは対応できません。お問い合わせは必ず pecs-info@jpec.or.jp に送信して下さい。

公益財団法人日本薬剤師研修センター

⑧支払いが完了すると左図のようなメールが自動送信されます。
但しコンビニ決済の場合、メール送信まで相当日数を要する場合があります。その間入金状況を問合せされてもお答えできませんのでご了承下さい。
審査結果はメールで自動通知されます。

＜認定証の送付先について＞

申請過程で入力されたご住所宛に送付します。申請後の送付先変更には応じられませんので、申請後に転居等された場合は郵便局に転送届を行って下さい。受取人不在等で当財団に返送された場合の再送付は着払いでの送付になります。

＜IDカードについて＞

IDカードは認定が確定した後に別途の申込になります。認定申請前や同時に申し込むことはできません。認定確定後（審査結果メール送信後）にPECSのご自身のページにログインし、「IDカード発行申請」から申し込んで下さい。